

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について

令和4年11月4日

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項のうち、広域連合長において専決処分することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第96条第1項第12号に規定するもののうち、目的物の価格が100万円（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第58条第1項に規定する後期高齢者医療給付の場合は、500万円）以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- (2) 法第96条第1項第13号に規定する法律上その義務に属する1件100万円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による保険金額の最高限度額に相当する額）以下の損害賠償の額を決定すること、並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。

附 則

この議案は、議決の日から施行する。